

目次（現行のとおり）

第一条から第十二条まで（現行のとおり）

（蓄電池設備）

第十三条 蓄電池設備（蓄電池容量が十キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が十キロワット時を超え二十キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の防火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和五年消防庁告示第七号）第二に定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床土又は台土に設けなければならない。

2| 前項に規定するもののほか、蓄電池設備の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一（現行のとおり）

（削る）

二（現行のとおり）

三 蓄電池設備の周囲においては、みだりに火気を使用しないこと。

3| 前二項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第十一条第一項の規定を準用する。

4| 第一項及び第二項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに蓄電池設備の防火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第三に定めるものを除く。）にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りで

目次（略）

第一条から第十二条まで（略）

（蓄電池設備）

（新設）

第十三条 蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が四千八百アンペアワット・セル未満のものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一（略）

二 電槽を設ける床又は台は、耐酸性であること。ただし、アルカリ蓄電池、シール形鉛蓄電池（陰極吸収式のものに限る。）その他酸性の電解液が漏れるおそれのないものを設ける床又は台については、この限りでない。

三（略）

四 前号の設備の周囲においては、みだりに火気を使用しないこと。

2| 前項に規定するもののほか、蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第十一条の規定を準用する。

（新設）

ない。

5| 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。)の位置、構造及び管理の基準については、第十一条第一項第五号から第十号まで及び第十一条の二第一項第四号の規定を準用する。

6| キュービクル式の蓄電池設備で、消防総監が当該設備の位置、構造及び管理の状況から判断して、火災予防上支障がないと認めたものにあつては、前三項の規定によらないことができる。

第十四条から第五十六条の三まで (現行のとおり)

(火気使用設備等の設置の届出等)

第五十七条 (現行のとおり)

一から十五まで (現行のとおり)

十六 蓄電池設備(蓄電池容量が二十キロワット時以下のものを除く。)

十七及び十八 (現行のとおり)

2から4まで (現行のとおり)

第五十八条から第六十八条まで (現行のとおり)

別表第一及び別表第二 (現行のとおり)

(新設)

(新設)

第十四条から第五十六条の三まで (略)

(火気使用設備等の設置の届出等)

第五十七条 (略)

一から十五まで (略)

十六 蓄電池設備

十七及び十八 (略)

2から4まで (略)

第五十八条から第六十八条まで (略)

別表第一及び別表第二 (略)

三から九まで (現行のとおり)		いもの	もの						
		の	使用温度が摂氏三百						
		度未満のもの							

備考 (現行のとおり)

別表第四から別表第七まで (現行のとおり)

備考 (略)

別表第四から別表第七まで (略)